

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年6月30日
【発行者の名称】	ミモザ株式会社 (MIMOSA CO., LTD.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 清水 亨
【本店の所在の場所】	東京都品川区南品川二丁目2番5号
【電話番号】	03-5796-0630
【事務連絡者氏名】	常務取締役 清野 祐司
【担当 J - A d v i s e r の名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	ミモザ株式会社 https://mimoza-care.com/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第24期	第25期	第26期
決算年月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
売上高	(千円) 13,928,223	14,965,923	16,344,151
経常利益	(千円) 223,961	383,766	106,580
当期純利益	(千円) 152,360	261,761	53,283
純資産額	(千円) 1,240,372	1,456,667	1,431,912
総資産額	(千円) 6,503,679	8,524,549	8,604,207
1株当たり純資産額	(円) 1,789.21	2,107.95	2,071.47
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円) 67 (－)	115 (－)	23 (－)
1株当たり当期純利益	(円) 224.52	385.73	78.52
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円) —	—	75.49
自己資本比率	(%) 18.7	16.8	16.3
自己資本利益率	(%) 13.1	19.8	3.8
株価収益率	(倍) —	—	24.3
配当性向	(%) 29.8	29.8	29.3
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円) △126,017	385,661	△90,028
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円) △66,683	△493,106	△662,361
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円) △46,070	325,192	232,750
現金及び現金同等物の期末残高	(千円) 1,189,796	1,407,543	887,904
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕	(名) 745 〔1,178〕	807 〔1,196〕	827 〔1,307〕

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 第24期及び第25期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式が非上場であったため記載しておりません。
4. 第24期及び第25期の株価収益率については、当社株式が非上場であったため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
6. 2023年12月14日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり配当額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2 【沿革】

当社は、1999年8月に「高齢者の幸せな暮らしに貢献する」ことを実現すべく、東京都豊島区において、介護事業を主たる目的とする会社として日本プライエム株式会社（2002年1月にミモザ株式会社に商号変更）を設立いたしました。

当社の沿革は、次のとおりです。

年 月	沿 革
1999年8月	介護事業を目的として東京都豊島区に日本プライエム株式会社を設立
2000年4月	神奈川県藤沢市に認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)、通所介護事業所(デイサービス)、訪問介護事業所を開設
2002年1月	商号をミモザ株式会社に変更
2003年3月	東京都第1号事業所(ミモザ西六郷)を開設
2003年4月	神奈川県茅ヶ崎市に特定施設入居者生活介護事業所(介護付きホーム)を開設
2004年1月	本社を東京都品川区に移転
2006年10月	神奈川県藤沢市に小規模多機能型居宅介護事業所を開設
2010年6月	埼玉県第1号事業所(ミモザ花崎)を開設
2011年6月	千葉県第1号事業所(ミモザ西船橋)を開設
2011年10月	神奈川県藤沢市に短期入所生活介護事業所(ショートステイ)を開設
2012年3月	神奈川県横浜市にサービス付き高齢者向け住宅を開設
2017年3月	静岡県第1号事業所(ミモザ熱海湯庵)を開設
2022年6月	宮城県第1号事業所(ミモザ仙台太白)を開設
2023年7月	栃木県第1号事業所(ミモザ宇都宮上戸祭)を開設
2024年3月	群馬県第1号事業所(ミモザ前橋)を開設
2024年4月	福島県第1号事業所(ミモザ郡山富田)を開設
2024年6月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market に株式を上場

3【事業の内容】

当社は、「介護事業」の単一セグメントであり、居住系介護サービスは介護付きホーム事業、グループホーム事業、サービス付き高齢者向け住宅事業、在宅系介護サービスは小規模多機能型居宅介護事業、デイサービス事業、訪問介護事業、ショートステイ事業を主として事業活動を展開しております。

(1) 当社の各事業の内容

①介護付きホーム事業

介護付きホームは、「特定施設入居者生活介護」の指定を受けた介護付き有料老人ホームです。この事業は、入居されたご利用者に対し、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活相談等日常生活上のお世話を包括的にを行います。各施設では、機能訓練指導員を配置し、個別・集団での機能訓練を実施し、心身機能の維持向上に努めております。

当社では、各施設はこれまでの介護の経験に裏づけされた設計により、ご利用者には過ごし易いように、スタッフには動きやすいように、住空間に対するニーズを反映させた建物となっております。

また、効率運営を実現することで、経営上スケールメリットが得られにくい定員50名以下の比較的小規模な事業所も多く展開しております。これにより、限られた土地においても新規開設する機会が増すと同時に、ご利用者に寄り添った家庭的な介護の提供も可能となります。特に、定員29名以下の介護付きホームは、地域密着型特定施設生活介護と呼ばれ、建物が所在する自治体に在住する地域の方のご利用に限定されており、より地域に密着した施設として貢献しております。

②グループホーム事業

グループホームは、地域密着型サービスの一つで、認知症高齢者が小人数で共同生活をする施設です。サービスの内容として、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活のお世話及び機能訓練等を行っています。

当社では、創業以来認知症介護に取り組んできた実績を生かし、ご利用者の生活の隅々まで気を配り、できるだけ家庭に近い環境で安心した生活ができるよう努めております。

また、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護、デイサービスなどの在宅支援サービスを併設する事業所も多く、このような併設サービスをご利用する方の入居先候補として長く安心して当社の介護をご利用いただくことができます。

③サービス付き高齢者向け住宅事業

サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者がいつまでも自分らしく暮らし続けることを実現する「地域包括ケアシステム」拡充施策の一つとして創設されたものであり、高齢者の居住の安定を確保することを目的としています。

当社では、“ちょっとプレミアム”をコンセプトとしたこだわりのある充実した住空間と、多彩なイベントで豊かな暮らしをサポートしております。

特に、サービス付き高齢者向け住宅を運営する事業者は、介護事業者以外にも不動産事業、保険調剤薬局事業、寮事業、ホテル事業、建設事業、鉄道事業など、幅広い分野からの参入が目立ち、運営の特徴も様々となっておりますが、当社では介護事業者としての手厚い介護サービスや、日々の充実したイベントの提供が特徴となっております。また、常時介護が必要になった際には、当社近隣の介護付きホームやグループホームへの住み替え支援も可能となっております。

④小規模多機能型居宅介護事業

小規模多機能型居宅介護は、地域密着型サービスの一つで、同一の事業所で「通い」「泊まり」「訪問」を組み合わせたフレキシブルなサービスを一体的に提供することができるサービスです。また、医療ニーズの高いご利用者に対して、介護と看護の一体的なサービス提供が可能な看護小規模多機能型居宅介護も展開しており、「重度者対応」「認知症対応」「リハビリ強化」を重点に、より多くのご利用者のニーズにお応えできるよう取り組んでおります。

当社では、これまでのデイサービス、訪問介護の事業の経験を活かし、機能訓練や柔軟な訪問サービスに力を入れております。また、グループホームと併設した事業所も多く、認知症の進行により自宅での生活が難しくなった方には、通い入れた施設への入居も可能となっております。

⑤デイサービス事業

デイサービスは、在宅の方に向けた通所型の介護サービスです。サービスの内容として、入浴、食事の提供、レクリエーションをはじめ、自宅での生活を続けていけるように、身体機能の維持・向上のための機能訓練、また他者との交流を通じて社会的孤立感の解消や認知症の予防等を行っています。

当社では、「1日利用型」「半日利用型」「認知症特化型」等様々な形態で、ご利用者のニーズにお応えできるよう努めております。昨今は、生活機能訓練に取り組んでおります。これは、日常生活に必要な「トイレに行く」「ご飯を食べる」「風呂に入る」といった日常生活動作を利用者自身の力でを行うことを支援することで、自立した生活を維持できるようにするものです。

⑥訪問介護事業

訪問介護は、資格を持った訪問介護員が、ご利用者の自宅で排泄や入浴、食事などの介護や、掃除、調理、買い物等の支援を提供する介護サービスです。

当社では、ご利用者が住み慣れたご自宅で自分らしい暮らしを継続いただけるよう、その方に寄り添った必要な介護サービスを提供することで自立支援のお手伝いをしております。

また、同業他社との差別化として、日曜日や年末年始を含む365日営業を行い、途切れることなくサービスを提供しております。

昨今、特に人材不足が顕著な訪問介護ですが、当社では週休3日制正社員雇用や登録型ヘルパー雇用、パート雇用など、幅広い勤務形態を用意し、多様な働き方に対応しております。

⑦ショートステイ事業

ショートステイは、短期入所生活介護といわれ、高齢者が短期間、施設に入所できるサービスです。ショートステイは主に「レスパイトケア」の目的で利用されます。

当社では、介護をされるご家族にとって頼れる存在でいられるよう、介護の様々な相談に応じております。また、ご利用者にとって「また行きたくなるショートステイ」となるよう多彩なイベントの実施に加え、お食事、入浴も安心してご利用できるよう、真心を込めたおもてなしで、ホテルライクな生活を楽しんでいただいております。

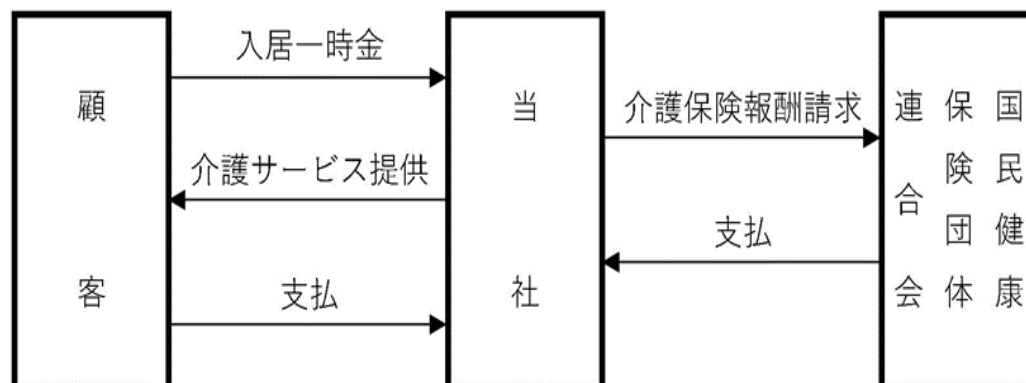
(2) 当社の事業所所在地と事業拠点数

当社では、関東エリアへのドミナント戦略のほか、静岡県、宮城県、福島県を軸とした10万人以上の地方都市にも事業所を展開しております。

2025年3月31日現在、当社の事業所所在地と事業拠点数は下記のとおりです。

事業所所在地	居住系介護サービス	在宅系介護サービス	計
神奈川県	53	55	108
東京都	16	21	37
埼玉県	12	11	23
千葉県	6	3	9
静岡県	3	4	7
宮城県	—	2	2
福島県	1	1	2
栃木県	1	—	1
群馬県	1	—	1
合計	93	97	190

事業の系統図は次の通りです。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

（1）発行者の状況

2025年3月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
827(1,307)	41.8	5.6	4,690

（注） 1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3．当社は、介護事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（2）労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国の経済は、人手不足を背景とした雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の回復などで景気は緩やかに回復基調で推移したものの、本格的な景気回復には至っておりません。一方、物価上昇や深刻な人手不足、不安定な国際情勢および米国の今後の政策動向等から依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。介護業界においては、高齢化が年々進み介護サービスの需要は益々高まっておりますが、サービスを支える人財の確保・育成に加え、生産性の向上が経営上の大きな課題となるなど、当業界を取り巻く環境は厳しさを増しております。

このような状況の下、当社は「良い業績」「良い介護」「良い運営」「良い人財」「良い危機管理」の五つの視点でそれぞれの課題解決に取り組み、経営基盤の確立に取り組んでまいりました。事業拡大につきましては、4月に福島県郡山市と埼玉県川越市にグループホームと小規模多機能型居宅介護、埼玉県狭山市にグループホーム、10月に神奈川県海老名市に小規模多機能型居宅介護、2025年3月に東京都大田区にグループホームと小規模多機能型居宅介護を開設いたしました。収益の向上につきましては、2024年度の報酬改定では全体で1.59%のプラス改定となりましたが、その内0.98%が介護職員の処遇改善見合いとなっております。当社においては、介護体制強化やより良い介護の実践で未取得の加算および上位加算を取得することで、収入増に繋がる活動を行ってまいりました。人財確保と育成につきましては、定期・キャリアの両面で採用活動の多様化を進めるとともに、定着率向上を目標に働き甲斐を追求した評価、処遇改善、賃金体系のアップデートを図ってまいりました。さらに事業所長向けにマネジメント研修や実務研修を継続して実施し、強い人財づくりに取り組みました。

これらの結果、当事業年度の売上高は16,344百万円（前期比9.2%増）、営業損失は26百万円（前期は152百万円の営業利益）、経常利益は106百万円（前期比72.2%減）、当期純利益は53百万円（前期比79.6%減）となりました。減益の主な要因といたしましては、労働市場の賃金上昇を受けて取り組んだ待遇改善や賃金体系の改定により人件費が増加したほか、物価上昇による一般経費や利用者獲得のための紹介手数料、スポットワーカー確保のための手数料等の原価増が利益を押し下げる結果となりました。また当事業年度に開設した8事業所に加え、前期末開設の2事業所の黒字化に一定期間の期間を要することも利益を押し下げる一因となっており、早期黒字化と収益改善に取り組んでまいります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前事業年度末に比べ519百万円減少し、887百万円となりました。当事業年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、90百万円の支出(前事業年度は385百万円の収入)となりました。その主な要因は、減価償却費240百万円、補助金収入213百万円等を計上した一方、補助金の受取319百万円、売上債権の増加259百万円、法人税等の支払188百万円等があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、662百万円の支出(前事業年度は493百万円の支出)となりました。その主な原因は、有形固定資産の取得による支出644百万円等の支出があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、232百万円の収入(前事業年度は325百万円の収入)となりました。その主な要因は、長期借入金の返済による支出774百万円、社債の償還による支出140百万円等の支出があった一方、長期借入れによる収入1,000百万円、短期借入れによる収入300百万円等の収入があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（千円）	前期比（％）
介護事業	16,344,151	109.2

(注) 1. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
	金額（千円）	割合 (%)	金額（千円）	割合 (%)
神奈川県国民健康保険団体連合会	4,815,693	32.2	5,116,540	31.3
東京都国民健康保険団体連合会	1,735,929	11.6	1,826,249	11.2

3 【対処すべき課題】

当社が包括的な介護サービスの展開と高い介護力の提供により、安定的かつ持続的な成長を実現していくためには、以下の項目を重要課題として認識しております。

(1) 人財の確保と育成

少子高齢化に伴う生産人口減少の影響により、労働力の確保は年々厳しさを増しており、当社におきましても従業員の確保は重要な課題と認識しております。採用面につきましては、新卒、キャリア別にそれぞれに適した手法を駆使して多くの接点をつくり、最適人財の確保に努めてまいります。一方で緊急を要する事業所についてはスポットワーカーを機動的に活用し、人財の安定確保を図ると共にリピーターを採用に結びつけ、戦力拡大を図ってまいります。また、定着率向上のため、働き甲斐のある職場風土と企業文化を構築すると同時に充実した研修体系やキャリア制度を整備し、従業員の自己実現を支援してまいります。

(2) 生産性の向上及び業務の効率化

持続的な成長を実現していく上で、介護現場における生産性の向上と業務の効率化が必要と認識しています。そのためには現行の業務を見直し、業務改善に取り組むと共にロボット・センサー・I C Tといったテクノロジーの導入を積極的に進めていくことで現場業務の負担を軽減し、サービス品質の維持、向上に取り組んでまいります。また、バックヤード業務の効率化については社内システムの構築で情報の一元化を図り、現場における情報の共有と事務作業の本社一括処理への移行等で効率化を進めてまいります。

(3) 収益基盤の強化

今後の事業の拡大には収益力の強化が必要であり、そのためには各事業所における安定した高稼働経営が重要と認識しております。より多くの高齢者の幸せな暮らしに貢献するために関連先への営業活動や地域社会に向けた広報、C S R活動を積極推進し、地域貢献とブランド力向上に取り組むことで当社を認知いただき、新規利用者の拡大で高稼働経営を推進してまいります。

(4) 内部管理体制の強化

当社では、介護の総合事業者として多岐にわたる介護サービスを展開しており、各サービスの法令を厳正に遵守した経営が必要となります。そのためには、更なる内部管理体制の強化が重要と認識しており、業務の標準化と情報の一元管理を推し進め、業務を効率化すると共に全事業所の自己点検と責任者による臨店検査を強化し、コンプライアンスを重視した経営に努めてまいります。

4【事業等のリスク】

本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 介護保険制度について

当社の介護事業は、介護保険制度に基づき行われるサービスが中心であり、サービス内容、報酬、事業所展開及び運営、その他事業全般に関して、介護保険法及び各関連法令等による法的規制を受けております。

介護保険制度については、3年ごとの制度の見直し並びに改定及び介護報酬の改定が行われております。専門部署を設置し法令の遵守に努めておりますが、今後も、法令及び制度の変更により何らかの規制強化等が生じた場合には、サービス内容の変更や各種対応が必要となるほか、当社の事業展開に影響を及ぼす可能性があり、また、介護報酬の改定に際しては、当該事業の収益又は採算性等に影響を及ぼす可能性があり、これらの要因に起因して当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 人財の確保について

介護事業において提供する各種サービスについては、介護保険法に基づく事業者として有資格者の配置を含む一定の人員基準等が定められております。当社においては、当該基準を満たすため、有資格者等を含む人財獲得及び自社教育等による人財育成に努めております。

当社は、現時点において人員確保に関して重大な支障は生じていないものと認識しておりますが、今後の事業展開及び拡大に際して十分な人員確保が困難となった場合又は既存人員の流出等が生じた場合には、サービス品質の低下や介護報酬の減算、介護サービスの継続提供が困難となる可能性があるほか、人員確保のための待遇の見直しや求人のためのコスト負担増加等が生じる可能性があり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) コンプライアンスについて

当社は、法令遵守と社会規範の尊重を目的に、内部監査体制の整備を進め、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を常設機関として設置するなど、コンプライアンスの徹底をはかっております。また、コンプライアンス違反の早期発見・是正を図るために、従業員から通報・相談を受け付ける内部通報窓口を整備しております。そのほか、事業所従業員の不正防止対策は、事業所においては、小口現金及び預り金を廃止するなど現金の取り扱いを失くすことで不正防止対策を進めております。また、介護報酬の不正請求の防止体制は、担当者を明確にし、事業所長による内部牽制体制の構築、新規事業所の開設後概ね2カ月経過した時点で開設後点検等を行い、不正請求防止対策を進めております。

しかしながら、万一コンプライアンスに反する、お客様の尊厳を損なう様な不適切なサービスが発生した場合には、当社への社会的信用が低下し、当社の経営成績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 減損会計について

当社は、減損会計を適用しており、今後、資産の利用状況の低下により、収益性が低下する場合減損損失を認識する必要が生じます。当社ではこの影響を軽減するため、個々の投資案件の収益性を厳しく見定めるとともに、事業所別の損益管理を厳格化することを通じ、減損の兆候が生じる事業所を減らせるよう努めておりますが、当社の保有資産について実質的価値の下落や収益性の著しい低下等により減損処理がさらに必要となった場合には、当社の経営成績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 感染症等について

当社の事業は、要支援・要介護の高齢者を対象としているため、感染症その他の疫病による集団感染や食中毒が発生する可能性があります。当社では、当該リスクに対応するため、各事業所においてBCP（事業継続計画）を策定するとともに、「手洗い、うがい、手指消毒の徹底」「マスク着用の徹底」「職場の換気」「時差出勤やテレワークの一部導入」「飛沫感染予防」等の対策を実施しておりますが、感染症その他の疫病のため経済活動・社会活動が制限される状況が続く場合には、長期間にわたり業務を中断する等、想定以上の事態が発生し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 風評等の被害について

当社の事業は、お客様をはじめ関係者の信用に加え、地域社会との連携により成り立っております。当社の従業員には、企業理念を浸透させ、コンプライアンスを遵守する意識を高く保つように従業員教育を徹底しております。しかしながら、従業員の不祥事等何らかの事象の発生や、当社に対して不利益な情報や風評が流れた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 情報管理について

当社は、個人情報や機密情報等多くの重要情報を保有しており、情報漏洩リスクを含んでおります。当社では、当該リスクに対応するため、情報セキュリティに関連する規程を整備しており、外部からのアクセスについて、体系的な対策を講じております。また、個人情報保護に関する基本方針を定め、適正な入手と入手情報の管理体制を構築しております。個人情報保護法の改正動向やユーザーの個人情報に関する意識などを見極めながら、社内体制の整備を行ってまいりますが、万一情報漏洩等の不測の事態が発生した場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 自然災害について

当社は、首都圏を中心に事業を展開しておりますが、自然災害による影響は不可避であります。当社では、当該リスクに対応するため、各事業所においてBCP（事業継続計画）を策定するとともに、定期的に研修及び訓練を実施する等、影響を最小化にする取組を行っておりますが、当該地域において大規模な地震や台風等による自然災害が発生した場合には、正常な事業活動が困難となる恐れがあり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 利用者の安全管理について

当社がサービスを提供する利用者は、介護度の高い高齢者が多いことから、転倒や誤嚥、誤薬、離設等によって生命に関わる重大な事故に発展する可能性があります。また、グループホーム等においては、食事等の介護サービスが行われており、食中毒、集団感染等の危険性が相対的に高いと考えられます。当社は、介護手順や事故防止対策等については長年の実績に基づいて従業員の訓練や業務マニュアルの遵守による業務の実施を行っておりますが、万一、事故や食中毒等が発生し当社の管理責任が問われた場合、当社の社会的信用が低下するとともに、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 消費税等の影響について

介護事業における介護保険売上は消費税法において非課税売上となる一方で、食材等の仕入は同法の課税仕入となるため、当社は消費税等の最終負担者になっております。今後、消費税率が改定され、消費税率が上昇する場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 競合について

介護保険制度の開始以降、介護サービス利用者は増加傾向にあり、今後も少子高齢化の進展に伴い利用者は増加基調が続いていくものと予想されております。当社は他社の実施するサービスとの差別化により利用者の長期にわたる継続利用の実現に努めておりますが、今後、新規参入により一層の競争激化が生じた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 施設の新規開設について

当社では事業拡大にあたり、今後も施設の新規開設を計画的に進めてまいります。出店におきましては、出店エリアの経済状況や人口動態等の市場分析を適時適切に行い出店後の変化に迅速に対応できる新規開設体制を整え、あらゆるリスクを慎重に検討して出店を判断しておりますが、好立地に物件を確保できない場合や地域的要因及び経済的要因により開設事業計画に大幅な乖離が生じた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 施設の賃貸借契約について

当社が運営する施設は、その大部分を賃借しており、施設ごとに家主との間で賃貸借契約を締結しております。

賃貸借により投資リスクは抑制されるものの、一定期間は撤退の制約が課せられ、これに反した場合は中途解約による違約金等の支払いが生じます。また、土地及び建物の所有者である法人又は個人が破綻等の状況に陥り、継続的な使用や差入保証金の回収が困難となることがあります。当社では、契約において条件設定するとともに、施設の開設後も所有者とのコミュニケーションを密にして状況変化の兆しを初期の段階で捉えるこ

と等により、リスクの低減に努めておりますが、前述の状況となった際には、当社の経営成績や財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) リース会計基準変更の可能性について

当社は、「(13) 施設の賃貸借契約について」に記載の通り、当社が運営する施設は、その大部分を賃借しておりますが、賃貸借契約の内容を踏まえて一部をオペレーティング・リースとして処理していることから、これらについては貸借対照表に計上されておられません。しかしながら、今後リース会計基準が改正され、オペレーティング・リースについても資産・負債を計上することになった場合には、建物・土地の使用権相当額が資産・負債として貸借対照表に計上されることとなります。この変更に伴い、当社の自己資本比率が現状より低下するとともに、減損対象資産の増加により減損損失計上が必要となった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 担当J-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。

当社は、本書公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法（「以下、「産競法」という。」）第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合
当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までの掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までの掲げる場合には当該 a から c までの定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までの該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

（a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

（a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

（b）前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でない認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までの掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までの掲げる場合には当該 a から c までの掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

（a）TOKYO PRO Marketの上場株券等

（b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社とする株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との

業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとし取り扱う。）。

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項＞

- ① 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、1ヵ月間の期間を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 本契約を解除する場合、特段の事情のない限り、乙は予め本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知する。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は、4,003百万円（前事業年度末残高は4,366百万円）となり、前事業年度末に比べ362百万円減少しました。その主な要因は、売上増加に伴い売掛金が259百万円増加した一方、現金及び預金が519百万円減少したこと等によるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は、4,600百万円（前事業年度末残高は4,158百万円）となり、前事業年度末に比べ442百万円増加しました。その主な要因は、建設仮勘定が92百万円減少した一方、土地が350百万円、建物が187百万円増加したこと等によるものであります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は、2,598百万円（前事業年度末残高は2,520百万円）となり、前事業年度末に比べ77百万円増加しました。その主な要因は、未払法人税等が105百万円、1年内償還予定の社債が80百万円、契約負債が77百万円、預り金が73百万円減少した一方、短期借入金が300百万円、1年内返済予定の長期借入金が127百万円増加したこと等によるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は、4,574百万円（前事業年度末残高は4,547百万円）となり、前事業年度末に比べ27百万円増加しました。その主な要因は、社債の償還が進み60百万円減少した一方、長期借入金が97百万円増加したこと等によるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は、1,431百万円（前事業年度末残高は1,456百万円）となり、前事業年度末に比べ24百万円減少しました。その要因は、当期純利益により53百万円増加したものの、利益剰余金が配当により78百万円減少したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

「4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は635百万円です。

その主なものは土地や建物の取得によるものであります。

また、当事業年度において重要な設備の除去、売却等はありません。

なお、当社は介護事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの設備投資等の概要は記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額（千円）							従業員数 (名)
		建物	構築物	車両運 搬具	工具、 器具及 び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産	合計	
神奈川県 (108ヶ所)	介護施設	371,787	15,052	3,791	16,950	107,318 (537.48)	2,962	517,863	392 (795)
東京都 (37ヶ所)	介護施設	62,152	408	9,440	26,138	—	—	98,139	171 (217)
埼玉県 (23ヶ所)	介護施設	274,893	17,592	6,589	14,269	350,543 (1,672.00)	143,013	806,901	112 (141)
千葉県 (9ヶ所)	介護施設	—	—	289	758	—	210,222	211,269	43 (65)
静岡県 (7ヶ所)	介護施設	439,008	13,330	4,475	4,762	100,963 (1,757.33)	252,952	815,492	21 (55)
宮城県 (2ヶ所)	介護施設	15,829	—	—	222	—	—	16,052	9 (4)
福島県 (2ヶ所)	介護施設	—	—	2,809	3,181	—	163,317	169,307	6 (8)
栃木県 (1ヶ所)	介護施設	2,604	—	843	3,237	—	—	6,685	7 (8)
群馬県 (1ヶ所)	介護施設	322	—	—	4,316	—	774,196	778,836	5 (10)
本社 (東京都品川区)	事業所等	7,193	—	—	430	—	—	7,624	61 (4)

- (注) 1. 当社は介護事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。
2. 帳簿価額には、建設仮勘定を含んでおりません。
3. 帳簿価額には、消費税等を含んでおりません。
4. 現在休止中の重要な設備はありません。
5. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を（）内にて外数で記載しております。
6. 建物は賃借しており、年間賃借料は2,237,879千円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	事業年度末現在発行数（株） （2025年3月31日）	公表日現在発行数（株） （2025年6月30日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,710,000	2,031,400	678,600	678,600	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）	単元株式数 100株
計	2,710,000	2,031,400	678,600	678,600	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第2回新株予約権（2011年6月28日 株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 （2025年3月31日）	公表日の前月末現在 （2025年5月31日）
新株予約権の数（個）	272	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	27,200 （注）1. 2.	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自 2011年7月1日 至 2046年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 964.6 資本組入額 482.3 （注）1.	同左
新株予約権の行使の条件	当社取締役がその地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り行使できるものとする。その権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残高 (千円)
2023年2月17日 (注) 1.	—	6,786	△163,980	80,000	—	188,980
2023年12月14日 (注) 2.	671,814	678,600	—	80,000	—	188,980

(注) 1. 資本金の減少は、資本剰余金に振り替えたことによるものであります。

2. 2023年11月14日開催の取締役会決議により、2023年12月14日付で普通株式1株を100株に分割しております。
これにより、発行済株式総数は671,814株増加し、678,600株となっております。また、当該株式分割に伴う定
款変更が行われ、発行可能株式総数は2,031,400株増加し、2,710,000株となっております。

(6) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）							単元未満株 式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	2	－	－	70	72	－
所有株式数 （単元）	－	－	－	3,311	－	－	3,475	6,786	－
所有株式数の割合（％）	－	－	－	48.8	－	－	51.2	100	－

(7) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
森山興産株式会社	神奈川県逗子市久木8丁目7番12号	331,000	48.78
斎藤 静敬	栃木県宇都宮市	36,000	5.31
ミモザ従業員持株会	東京都品川区南品川2丁目2番5号	33,300	4.91
高橋 昌之	神奈川県平塚市	21,000	3.09
大場 末子	東京都大田区	18,000	2.65
松本 考二	神奈川県横浜市緑区	17,500	2.58
武田 正市	東京都杉並区	16,800	2.48
安藤 道子	神奈川県横浜市緑区	14,000	2.06
大南 貴哉	神奈川県小田原市	12,500	1.84
吉田 徹	神奈川県座間市	12,000	1.77
森山 久枝	神奈川県逗子市	12,000	1.77
計	—	524,100	77.23

(注) 1. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 678,600	6,786	株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株となっております。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	678,600	—	—
総株主の議決権	—	6,786	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

	第2回新株予約権
決議年月日	2011年6月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 13名 （注） 1.
新株予約権の目的となる株式の種類	（2） 【新株予約権等の状況】に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 本発行者情報公表日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役3名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、収益力の向上を図り、株主の皆様へ利益還元をすることが経営の最重要課題の一つであると考えております。利益配当については年1回期末に配分することとし、各期の業績、配当性向及び内部留保等を総合的に勘案した上で、継続的かつ安定的な配当をおこなうことを基本方針としております。

なお、内部留保資金につきましては、健全な財務体質の維持を図るとともに将来の事業展開に役立ててまいり所存であります。

この基本方針に基づき、当期の配当金は23円としております。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当社は中間配当をすることができる旨定款に定めております。

なお、基準日(2025年3月31日)が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2025年6月27日 定時株主総会決議	15.6	23

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第24期	第25期	第26期
決算年月	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
最高(円)	—	—	1,907
最低(円)	—	—	1,907

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

2. 当社株式は、2024年6月18日付で東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場しましたので、第24期と第25期については該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年1月	2025年2月	2025年3月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

2. 2024年10月から2025年3月については、売買実績がありません。

5 【役員の状況】

男性17名、女性1名（役員のうち女性の比率5.5%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	CEO	森山 浩	1937年9月6日生	1960年4月 松下電器産業㈱（現パナソニック㈱）入社 1999年8月 当社設立 代表取締役社長就任 2007年4月 当社代表取締役会長就任 2015年12月 森山興産㈱代表取締役就任（現任） 2022年12月 当社代表取締役CEO就任（現任）	（注）3	（注）5	331,000 （注）6
代表取締役	会長	清水 亨	1958年7月6日生	1982年4月 松下電器産業㈱（現パナソニック㈱）入社 2020年6月 当社監査役就任 2020年9月 当社専務取締役就任 2021年12月 当社代表取締役副社長就任 2022年12月 当社代表取締役社長就任 2023年2月 当社代表取締役副会長就任 2023年6月 当社代表取締役会長就任 2024年7月 当社代表取締役会長兼社長就任 2024年9月 当社代表取締役会長（現任）	（注）3	（注）5	4,000
代表取締役	社長	松本 考二	1979年3月15日生	2001年4月 ㈱山武入社 2004年5月 当社入社 2007年10月 当社執行役員横浜事業本部副本部長 2009年6月 当社取締役就任 2011年4月 当社常務取締役就任 2013年4月 当社代表取締役社長就任 2016年4月 当社代表取締役副会長就任 2017年5月 当社代表取締役社長就任 2022年12月 当社代表取締役会長就任 2023年6月 当社代表取締役副会長就任 2023年9月 当社代表取締役社長就任 2024年7月 当社取締役副社長就任 2025年4月 当社代表取締役社長就任（現任）	（注）3	（注）5	17,500
取締役	副社長 施設分野管 掌	大場 末子	1950年4月2日生	2001年6月 社会福祉法人池上長寿園入社 2003年1月 当社入社 2008年4月 当社事業企画本部本部長 2009年6月 当社専務取締役就任 2016年5月 当社取締役副社長就任（現任）	（注）3	（注）5	18,000
取締役	副社長 特定施設事 業本部本部長	大南 貴哉	1967年6月20日生	1988年4月 社会福祉法人かしの木会くず葉学園入職 1989年4月 ビバリージャパン㈱入社 2005年4月 社会福祉法人東洋会入職 2007年4月 当社入社 2010年6月 当社取締役就任 2011年7月 当社常務取締役就任 2012年4月 当社専務取締役就任 2013年4月 当社取締役副社長就任 2023年6月 当社副社長執行役員事業戦略担当 2023年6月 当社取締役副社長就任 2024年11月 当社代表取締役社長就任 2025年4月 当社取締役副社長就任（現任）	（注）3	（注）5	12,500
取締役	副社長 組織分野管 掌	稲田 貴久	1963年3月8日生	1987年4月 松下電器産業㈱（現パナソニック㈱）入社 2021年3月 当社入社 2022年6月 当社取締役就任 2023年2月 当社常務取締役就任 2023年12月 当社常務執行役員経営戦略部門部門長 2024年8月 当社取締役就任 2024年9月 当社代表取締役社長就任 2024年11月 当社取締役副社長就任（現任）	（注）3	（注）5	—
取締役	副社長 小多機・看 多機事業本 部本部長	長南 貴志	1987年7月11日生	2010年4月 当社入社 2021年12月 当社常務執行役員ヒューマンリソースディビジョンディビジョン長 2022年6月 当社取締役就任 2023年2月 当社代表取締役社長就任 2023年9月 当社取締役副社長就任（現任）	（注）3	（注）5	500

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
取締役	専務 人事分野 管掌	能瀬 靖史	1961年1月14日生	1983年4月	松下電器産業㈱（現パナソニック ㈱）入社 2023年9月 当社入社 当社人事部部門長 2024年7月 当社常務執行役員人事部部門長 2024年8月 当社取締役就任 2024年9月 当社常務取締役就任 2025年6月 当社専務取締役就任（現任）	（注）3	（注）5	—
取締役	常務 グループ ホーム事 業本部本 部長	関根 博之	1980年6月2日生	2006年7月	㈱バルライン入社 2008年9月 当社入社 2011年6月 当社取締役就任 2011年11月 当社常務取締役就任 2013年10月 当社専務取締役就任 2015年7月 当社埼玉事業部事業部長 2023年6月 当社取締役就任 2023年12月 当社専務執行役員事業展開部門部門 長 2025年6月 当社常務取締役就任（現任）	（注）3	—	4,500
取締役	常務 総務分野 管掌	清野 祐司	1960年8月25日生	1984年4月	三洋電機㈱入社 2021年3月 当社入社 当社執行役員管理本部長 2022年6月 当社取締役就任 2023年2月 当社常務取締役就任 2023年12月 当社常務執行役員事業適正化推進部 門部門長 2025年6月 当社常務取締役就任（現任）	（注）3	—	1,000
取締役	常務 経理分野 管掌	長南 充浩	1962年12月28日生	1986年4月	松下電器産業㈱（現パナソニック ㈱）入社 2021年10月 当社入社 当社経理ディビジョンディビジョン 長 2022年6月 当社取締役就任 2022年12月 当社常務取締役就任 2023年12月 当社常務執行役員経理部門部門長 2025年6月 当社常務取締役就任（現任）	（注）3	—	—
取締役	経営企画 分野管掌	村川 将	1995年12月8日生	2018年4月	当社入社 2021年11月 当社常務執行役員統括調整部副統括 調整部長 2022年6月 当社取締役就任 2022年12月 当社常務取締役就任 2025年6月 当社取締役就任（現任）	（注）3	（注）5	—
取締役	訪問介護 ・サ高住 事業本部 本部長	荻原 伸弥	1989年1月21日生	2012年4月	当社入社 2024年11月 当社執行役員訪問介護事業部事業部 長 2025年4月 当社常務執行役員訪問介護事業本部 副本部長 2025年6月 当社取締役就任（現任）	（注）3	—	—
取締役	—	東山 茂樹	1958年2月15日生	1982年4月	㈱野村総合研究所入社 2000年10月 Nomura Research Institute Hong Kong社長就任 Nomura Research Institute Singapore社長就任 2005年4月 ㈱野村総合研究所企画部長 2006年4月 同社執行役員人事部長 2008年4月 同社執行役員アジアシステム事業本 部長 iVision Shanghai取締役就任 2012年4月 同社執行役員中国・アジアシステム 事業本部長 2015年4月 同社常務執行役員 Nomura Research Institute Asia Pacific Private Limited社長就任 2016年4月 同社理事 2018年6月 ㈱ワコム社外取締役（監査等委員） 就任（現任） 2022年6月 当社取締役就任（現任）	（注）3	（注）5	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
常勤監査役	—	松井 元	1955年8月1日生	1979年4月 朝日海外旅行㈱入社 2005年10月 当社入社 2008年10月 当社常務執行役員人事部長 2010年6月 当社取締役就任 2011年6月 当社常務取締役就任 2014年6月 当社常務執行役員総合研修所所長 2018年6月 当社常勤監査役就任 2020年7月 当社内部監査室室長 2021年12月 当社常勤監査役就任（現任）	(注) 4	(注) 5	500
監査役	—	斎藤 静敬	1935年1月10日生	1968年4月 千葉大学助教授 1980年1月 同教授 1989年4月 千葉大学大学院法学研究科修士・博士課程教授 1999年4月 文星芸術大学講師（現任） 1999年11月 当社取締役就任 2000年4月 弁護士登録 2000年4月 千葉大学名誉教授（現任） 2002年5月 当社取締役副社長就任 2012年6月 当社監査役就任（現任）	(注) 4	(注) 5	36,000
監査役	—	覺正 豊和	1950年4月15日生	1985年4月 東海大学講師 1986年4月 千葉大学講師 1988年4月 千葉敬愛短期大学助教授 1988年12月 覺正税務・法律事務所所長（現任） 2000年6月 当社監査役就任 2001年7月 敬愛大学国際学部教授 2012年6月 当社社外監査役就任（現任） 2022年4月 敬愛大学名誉教授・客員教授（現任） 2023年4月 順天堂大学客員教授（現任）	(注) 4	(注) 5	—
監査役	—	飯尾 康夫	1949年6月14日生	1972年4月 ㈱三井銀行（現㈱三井住友銀行）入行 2003年6月 盛田㈱取締役就任 2005年7月 S M B C コンサルティング㈱入社 2009年7月 同社常勤監査役就任 2019年6月 当社社外監査役就任（現任）	(注) 4	(注) 5	—
計							425,500

- (注) 1. 取締役東山茂樹氏は、社外取締役であります。
2. 監査役覺正豊和氏、飯尾康夫氏は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は 2025年6月27日開催の定時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は 2023年12月13日開催の臨時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 2025年3月期における役員報酬の総額は、194,070千円を支給しております。
6. 代表取締役CEO森山浩氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である森山興産株式会社が所有する株式数を記載しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「高齢者の幸せな暮らしに貢献する」を経営理念とし、企業の持続的な成長と価値の向上に努めてまいります。これらを実現するため、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題と位置づけており、意思決定の透明性とスピードを高め、マネジメント機能の強化を図り、事業環境の変化に迅速に対応してまいります。

② 会社の機関の内容及びコーポレート・ガバナンス体制について

(イ) 取締役会

当社の取締役会は、取締役14名（うち社外取締役1名）で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

(ロ) 代表取締役

当社は、介護保険制度の対応など業務執行の迅速化のため、代表取締役CEO森山浩、代表取締役会長清水亨、代表取締役社長松本考二による複数代表を採用しており、社内規程にて代表取締役CEO、代表取締役会長、代表取締役社長の決裁事項を定め、代表取締役の意思決定事項について明確にしております。

主な役割として、代表取締役CEOは最高経営責任者として中・長期のビジョン策定及び総合指揮の責任、代表取締役会長は中・長期ビジョンを踏まえ全社の経営戦略・経営改善及び事業部門の中長期戦略・内部統制についての責任、代表取締役社長は全社の経営戦略・経営改善及び全社方針に係る事業所での執行及び推進に責任を有しております。

(ハ) 監査役会

当社は監査役会制度を採用しており、4名で構成されております。

監査役会は、毎月1回開催する定例の監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査の方針及び監査計画等の策定、監査状況の報告や監査意見の形成等を行っております。また、取締役会その他重要な会議へ出席し、取締役の職務の執行を監査しております。

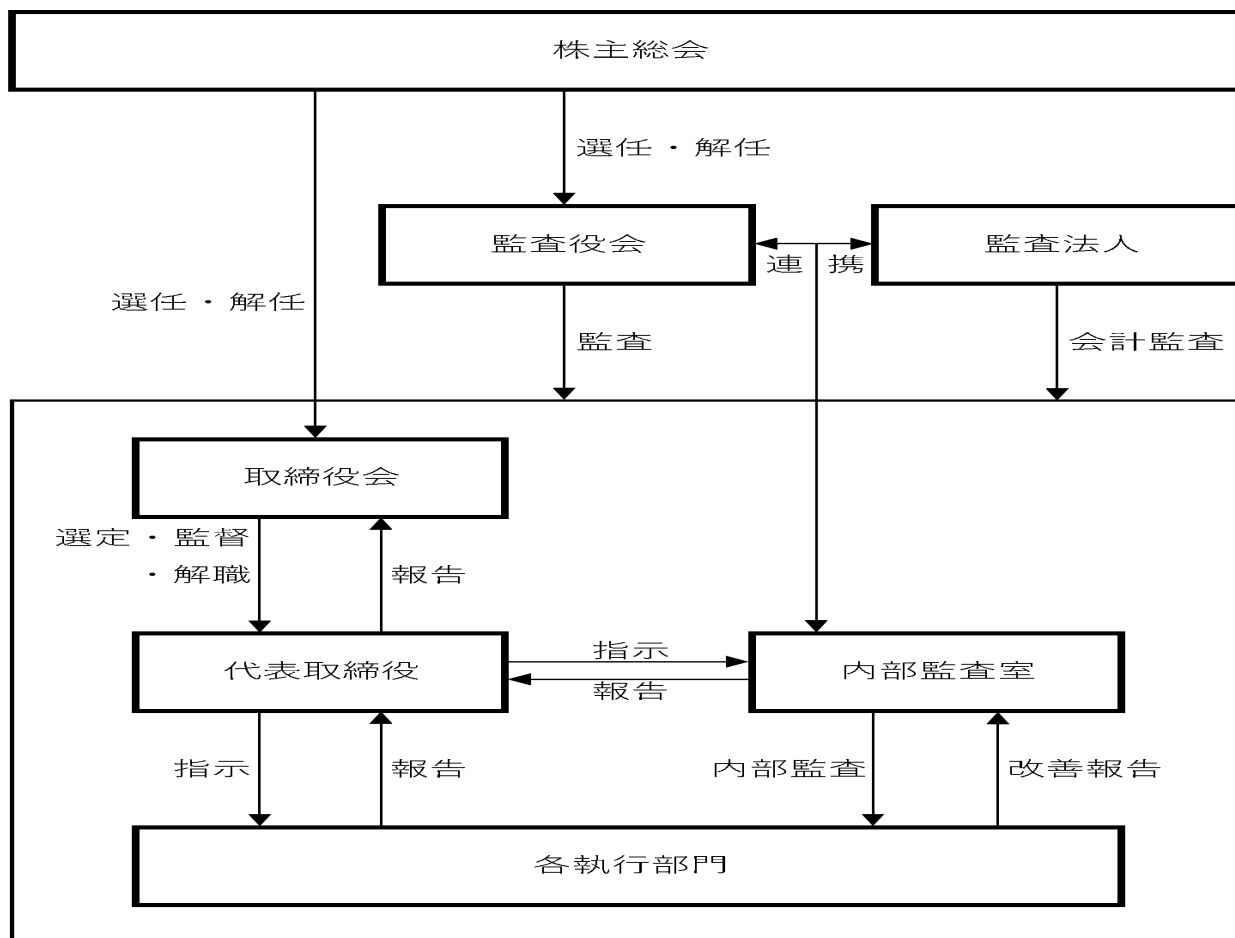
(ニ) 会計監査

当社は監査法人東海会計社と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。

2025年3月期において監査を執行した公認会計士は青島信吾氏及び辰巳尚氏の2名であり、継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



③ 内部統制システムの整備の状況について

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④ 内部監査及び監査役監査の状況について

当社は、代表取締役社長直轄組織である内部監査室を設け、各部署の業務に関する監査を実施しております。監査結果は、代表取締役社長及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。

一方、監査役監査では、コーポレート・ガバナンス体制の実効性維持・向上のため、取締役に対する監視・監督を行い、必要に応じて各種の報告請求や調査を行うことにより、経営層の牽制を行っております。

監査役、内部監査室及び監査法人は、監査の独立性と適正性を監視しながら、適宜情報共有や意見交換を行うことで連携を図り、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

⑤ 社外取締役及び社外監査役との関係について

当社は、社外取締役1名及び社外監査役2名を選任しており第三者の立場から当社の経営意思決定に関し、適時適切なアドバイスを受けております。社外取締役は、社内取締役に対する監督、見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を担っており、また社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。

社外取締役及び社外監査役は、当社との間には人的関係、資本的関係、又は、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準又は方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑥ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として総務法規管理部が情報の一元化を行っております。

また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑦ 発行者の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	178,950	178,950	—	—	—	11
監査役 (社外監査役を除く。)	9,000	9,000	—	—	—	2
社外役員 (社外取締役及び社外監査役)	6,120	6,120	—	—	—	4

- ⑧ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

- ⑨ 取締役及び監査役の定数
当社の取締役は25名以内、監査役は5名以内とする旨定款に定めております。

- ⑩ 取締役の選任決議要件
当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及びその決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

- ⑪ 株主総会の特別決議要件
当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

- ⑫ 自己株式の取得
当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

- ⑬ 取締役及び監査役の責任免除
当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項に定める取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

- ⑭ 中間配当に関する事項
当社は、株主への機動的な利益還元ができるよう、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

- ⑮ 株式の保有状況
該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
15,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人東海会計社により監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,407,543	887,904
売掛金	2,640,194	2,899,395
貯蔵品	8,766	4,666
前払費用	92,269	80,569
その他	234,214	151,165
貸倒引当金	△16,467	△20,178
流動資産合計	4,366,521	4,003,523
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※1 986,581	※1, ※3 1,173,791
構築物（純額）	※1 32,150	※1 46,383
車両運搬具（純額）	23,270	28,239
工具、器具及び備品（純額）	55,171	74,267
土地	※1 208,282	※1 558,826
リース資産（純額）	1,606,035	1,546,664
建設仮勘定	※1, ※3 312,053	※1 220,000
有形固定資産合計	※2 3,223,546	※2 3,648,172
無形固定資産		
ソフトウェア	19,343	20,288
リース資産	98,226	127,931
その他	1,447	1,529
無形固定資産合計	119,018	149,749
投資その他の資産		
投資有価証券	4,000	4,000
出資金	6	6
長期前払費用	74,226	61,787
繰延税金資産	107,973	98,876
敷金及び保証金	629,910	638,826
その他	411	444
貸倒引当金	△1,064	△1,181
投資その他の資産合計	815,464	802,762
固定資産合計	4,158,028	4,600,683
資産合計	8,524,549	8,604,207

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
負債の部				
流動負債				
買掛金		115,943		121,860
短期借入金		—		300,000
1年内返済予定の長期借入金	※1	706,185	※1	833,954
1年内償還予定の社債		140,000		60,000
リース債務		68,042		82,780
未払金		211,373		188,289
未払費用		674,377		656,922
未払法人税等		114,208		8,676
契約負債		368,966		291,028
預り金		120,641		47,044
資産除去債務		—		6,883
その他		1,120		757
流動負債合計		2,520,860		2,598,197
固定負債				
社債		60,000		—
長期借入金	※1	2,346,550	※1	2,444,221
リース債務		1,731,452		1,708,708
資産除去債務		90,091		86,307
その他		318,927		334,860
固定負債合計		4,547,021		4,574,097
負債合計		7,067,881		7,172,294
純資産の部				
株主資本				
資本金		80,000		80,000
資本剰余金				
資本準備金		188,980		188,980
その他資本剰余金		163,980		163,980
資本剰余金合計		352,961		352,961
利益剰余金				
利益準備金		2,984		2,984
その他利益剰余金		994,511		969,756
繰越利益剰余金		994,511		969,756
利益剰余金合計		997,496		972,741
株主資本合計		1,430,457		1,405,702
新株予約権		26,209		26,209
純資産合計		1,456,667		1,431,912
負債純資産合計		8,524,549		8,604,207

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 至 2023年4月1日 2024年3月31日)	当事業年度 (自 至 2024年4月1日 2025年3月31日)
売上高	※ 1 14,965,923	※ 1 16,344,151
売上原価	13,395,008	14,970,339
売上総利益	1,570,914	1,373,812
販売費及び一般管理費	※ 2 1,418,337	※ 2 1,400,312
営業利益又は営業損失 (△)	152,577	△26,500
営業外収益		
補助金収入	※ 3 265,675	※ 3 213,602
その他	6,874	7,974
営業外収益合計	272,549	221,577
営業外費用		
支払利息	38,398	84,567
その他	2,961	3,928
営業外費用合計	41,360	88,496
経常利益	383,766	106,580
特別利益		
補助金収入	※ 4 70,560	—
特別利益合計	70,560	—
特別損失		
減損損失	—	※ 5 8,537
固定資産除却損	※ 6 251	※ 6 284
固定資産圧縮損	70,560	—
特別損失合計	70,811	8,821
税引前当期純利益	383,515	97,758
法人税、住民税及び事業税	149,005	35,377
法人税等調整額	△27,250	9,096
法人税等合計	121,754	44,474
当期純利益	261,761	53,283

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 人件費		8,213,178	61.3	9,400,436	62.8
II 経費	※1	5,181,829	38.7	5,569,902	37.2
売上原価		13,395,008	100.0	14,970,339	100.0

(注) ※1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
地代家賃 (千円)	2,102,079	2,173,624
食材費 (千円)	1,209,402	1,293,842

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								新株予約 権	純資産合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計		
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計			
当期首残高	80,000	188,980	163,980	352,961	2,984	778,216	781,201	1,214,162	26,209	1,240,372
当期変動額										
剰余金の配当						△45,466	△45,466	△45,466		△45,466
当期純利益						261,761	261,761	261,761		261,761
当期変動額合計	—	—	—	—	—	216,294	216,294	216,294	—	216,294
当期末残高	80,000	188,980	163,980	352,961	2,984	994,511	997,496	1,430,457	26,209	1,456,667

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								新株予約 権	純資産合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計		
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計			
当期首残高	80, 000	188, 980	163, 980	352, 961	2, 984	994, 511	997, 496	1, 430, 457	26, 209	1, 456, 667
当期変動額										
剰余金の配当						△78, 039	△ 78, 039	△ 78, 039		△78, 039
当期純利益						53, 283	53, 283	53, 283		53, 283
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△24, 755	△ 24, 755	△ 24, 755	－	△24, 755
当期末残高	80, 000	188, 980	163, 980	352, 961	2, 984	969, 756	972, 741	1, 405, 702	26, 209	1, 431, 912

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	383,515	97,758
減価償却費	177,829	240,580
減損損失	—	8,537
補助金収入	△336,235	△213,602
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	9,196	3,827
受取利息及び受取配当金	△406	△560
支払利息	38,398	84,567
固定資産除却損	251	284
固定資産圧縮損	70,560	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△240,068	△259,201
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△3,161	4,100
前払費用の増減額 (△は増加)	△4,379	15,802
長期前払費用の増減額 (△は増加)	△11,959	12,438
預り金の増減額 (△は減少)	85,119	△73,597
未払金の増減額 (△は減少)	60,973	△12,252
未払費用の増減額 (△は減少)	97,493	△17,477
契約負債の増減額 (△は減少)	△147,637	△77,938
その他	54,118	53,006
小計	233,607	△133,724
利息及び配当金の受取額	406	560
補助金の受取額	212,876	319,851
利息の支払額	△37,879	△88,649
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△23,351	△188,066
営業活動によるキャッシュ・フロー	385,661	△90,028
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△447,828	△644,100
無形固定資産の取得による支出	△3,789	△8,739
敷金及び保証金の差入による支出	△42,317	△10,690
その他	828	1,167
投資活動によるキャッシュ・フロー	△493,106	△662,361
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	—	300,000
長期借入れによる収入	1,400,000	1,000,000
長期借入金の返済による支出	△745,548	△774,560
社債の償還による支出	△240,000	△140,000
配当金の支払額	△45,452	△78,020
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△43,806	△74,668
財務活動によるキャッシュ・フロー	325,192	232,750
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	217,747	△519,639
現金及び現金同等物の期首残高	1,189,796	1,407,543
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,407,543	※ 887,904

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

工具、器具及び備品 2年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）による定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社が営む介護事業における主な履行義務の内容は、介護サービスやそれに付随する居室や食事等の提供を行う役務の提供を行うことであり、当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、当該役務の提供時点であると判断し、同時点で収益を認識しております。また、介護付きホームにおいて受領している入居一時金については、平均入居期間で均等按分して収益認識を行っております。

なお、履行義務の対価に変動対価は含まれず、顧客との契約に重要な金融要素は含まれておりません。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための重要な事項

資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、「長期前払費用」に計上し5年間で均等償却しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産の金額は、財務諸表「注記事項（税効果会計関係） 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳」に記載の金額と同一であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）で示されている企業分類の判定を行い、将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得を見積り、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断は、企業分類の判定、将来の収益力に基づく課税所得の見積り、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング等に依存しております。なお、課税所得の見積りは、取締役会により承認された事業計画を基礎としており、事業計画の主要な仮定は、直近の稼働率に基づく売上高であります。

③ 翌年度の財務諸表に与える影響

当該見積りは、将来の収益力に基づく課税所得の見積りの前提とした条件や仮定に変更等が生じた場合には翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用权資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額につきましては、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	722,620千円	934,833千円
構築物	30,948	45,448
土地	208,282	558,826
建設仮勘定	288,403	220,000
計	1,250,253	1,759,108

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
一年内返済予定の長期借入金	113,736千円	93,696千円
長期借入金	939,982	2,311,416
計	1,053,718	2,405,112

※2 減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
減価償却累計額	1,112,256千円	1,302,107千円

※3 国庫補助金の受入れに伴い、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	－千円	70,560千円
建設仮勘定	70,560	－
計	70,560	70,560

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度4%、当事業年度4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度96%、当事業年度96%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
役員報酬	215,829千円	194,070千円
給与	372,261	322,050
租税公課	303,416	329,037
減価償却費	34,153	39,338
貸倒引当金繰入額	10,383	6,803

※3 補助金収入（営業外収益）の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
居住支援補助金	－千円	77,769千円
施設開設補助金	110,917	57,464
処遇改善補助金	－	31,947
コロナ対策補助金	57,616	17,692
費用高騰補助金	91,305	16,224
非常用電源導入補助金	－	6,474
第三者評価補助金	4,837	6,031
介護機器導入補助金	1,000	－
計	265,675	213,602

※4 補助金収入（特別利益）の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
施設開設補助金	70,560千円	－千円
計	70,560	－

※5 減損損失

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
ミモザ花崎	事業用資産	建物	6,744
	事業用資産	工具、器具及び備品	164
ミモザ湯河原	事業用資産	工具、器具及び備品	1,628

当社は、資産のグルーピングを他の資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行うこととしており、継続的な収支の把握を行っていることから各事業所をグルーピングの最小単位としております。上記の事業用資産については、今後の回収可能性が認められないため、帳簿価額を回収可能価額（使用価値）まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

※6 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	99千円	－千円
車両運搬具	4	－
工具、器具及び備品	147	284
計	251	284

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	6,786	671,814	—	678,600
合計	6,786	671,814	—	678,600

(変動事由の概要)

普通株式の増加の内訳は次のとおりであります。

株式分割による増加 671,814株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
提出会社	ストック・オプションとしての 新株予約権	普通株式	272	26,928	—	27,200	26,209
合計		—	272	26,928	—	27,200	26,209

(変動事由の概要)

普通株式の新株予約権の増加の内訳は次のとおりであります。

株式分割による増加 26,928株

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	45,466	6,700	2023年3月31日	2023年6月30日

(注) 1. 2023年12月14日付で普通株式1株を100株に株式分割を行っておりますが、上記の1株当たり配当額は分割前の内容を記載しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通 株式	78,039	利益剰余金	115	2024年3月31日	2024年6月28日

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度 末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	678,600	—	—	678,600
合計	678,600	—	—	678,600

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度 末残高 （千円）
			当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
提出会社	ストック・オプションとしての 新株予約権	普通株式	27,200	—	—	27,200	26,209
合計		—	27,200	—	—	27,200	26,209

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	78,039	115	2024年3月31日	2024年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通 株式	15,607	利益剰余金	23	2025年3月31日	2025年6月30日

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
現金及び預金勘定	1,407,543千円	887,904千円
現金及び現金同等物	1,407,543	887,904

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として建物長期賃貸借契約であります。

(イ) 無形固定資産

主としてソフトウェア及びライセンスであります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
1年内	1,992,142	2,043,054
1年超	36,326,739	35,473,569
合計	38,318,881	37,516,624

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、介護事業を行うための事業計画に照らして必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は主に国民健康保険団体連合会等公的機関への債権であるため、リスクは僅少であります。一方で個人負担金は利用者に対する債権であり、これには利用者の信用リスクが存在しておりますが、1件当たりの金額が少額かつ利用者の数が多いことからリスクは分散されております。

投資有価証券は同業他社の株式であり、投資先の業績の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に事業所の賃貸借契約に基づく保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債並びにファイナンス・リース取引にかかるリース債務は、主に運転資金及び設備投資の資金の調達を目的としたものであります。これらの債務は固定金利で運用しており、金利の変動リスクはありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は主要な営業債権、敷金について経理部において取引相手ごとに期日及び残高管理するとともに、事業所による回収促進により回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は現金であること、及び、預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金	629,910	476,271	△153,638
資産計	629,910	476,271	△153,638
(1) 社債(*1)	200,000	198,893	△1,106
(2) 長期借入金(*2)	3,052,735	3,027,183	△25,551
(3) リース債務(*3)	1,799,495	1,727,000	△72,495
負債計	5,052,230	4,953,077	△99,153

(*1) 1年内償還予定の社債を含めております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(*3) 1年内リース債務を含めております。

(*4) 市場価格のない株式等は記載を省略しております。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度 (千円)
非上場株式	4,000
出資金	6

当事業年度（2025年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金	638,826	436,458	△202,367
資産計	638,826	436,458	△202,367
(1) 社債(*1)	60,000	59,548	△451
(2) 長期借入金(*2)	3,278,175	3,207,343	△70,831
(3) リース債務(*3)	1,791,489	1,609,784	△181,704
負債計	5,129,664	4,876,676	△252,987

(*1) 1年内償還予定の社債を含めております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(*3) 1年内リース債務を含めております。

(*4) 市場価格のない株式等は記載を省略しております。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度 (千円)
非上場株式	4,000
出資金	6

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 敷金及び保証金

敷金及び保証金は、その将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 社債、(2) 長期借入金、(3) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入、新規社債発行又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度 (2024年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,407,543	—	—	—
売掛金	2,640,194	—	—	—
敷金及び保証金	29,575	21,433	39,807	539,093
合計	4,077,313	21,433	39,807	539,093

当事業年度 (2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	887,904	—	—	—
売掛金	2,899,395	—	—	—
敷金及び保証金	13,801	31,032	47,130	546,863
合計	3,801,101	31,032	47,130	546,863

(注) 3. 社債、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額
前事業年度 (2024年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	140,000	60,000	—	—	—	—
長期借入金	706,185	633,818	563,770	413,812	247,172	487,978
リース債務	68,042	69,731	71,204	67,512	52,044	1,470,959
合計	914,227	763,549	634,974	481,324	299,216	1,958,937

当事業年度 (2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	60,000	—	—	—	—	—
長期借入金	833,954	763,906	613,948	435,629	256,496	374,242
リース債務	82,780	84,441	80,939	65,665	51,581	1,426,080
合計	976,734	848,347	694,887	501,294	308,077	1,800,322

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価。

レベル2の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価。

レベル3の時価

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価。

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度 (2024年3月31日)

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	476,271	—	476,271
資産計	—	476,271	—	476,271
社債	—	198,893	—	198,893
長期借入金	—	3,027,183	—	3,027,183
リース債務	—	1,727,000	—	1,727,000
負債計	—	4,953,077	—	4,953,077

敷金及び保証金

これらの時価は、支払金額と、当該敷金及び保証金の賃貸借期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債 (1年内償還予定を含む)

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度 (2025年3月31日)

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	436,458	—	436,458
資産計	—	436,458	—	436,458
社債	—	59,548	—	59,548
長期借入金	—	3,207,343	—	3,207,343
リース債務	—	1,609,784	—	1,609,784
負債計	—	4,876,676	—	4,876,676

敷金及び保証金

これらの時価は、支払金額と、当該敷金及び保証金の賃貸借期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債 (1年内償還予定を含む)

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(2024年3月31日)

該当事項はありません。

なお、非上場株式等(貸借対照表計上額4,006千円)については、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

当事業年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

なお、非上場株式等(貸借対照表計上額4,006千円)については、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

2. 売却したその他有価証券

前事業年度(2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度(2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度51,610千円、当事業年度59,614千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回株式報酬型新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役13名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 50,000株
付与日	2011年7月1日
権利確定条件	付与対象者が取締役または執行役員を退任した場合
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2011年7月1日～2046年6月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2025年3月期）において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① Stock・オプションの数

	第2回株式報酬型新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末 (注)	27,200
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残 (注)	27,200
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	第2回株式報酬型新株予約権
権利行使価格 (円)	1
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

3. Stock・オプションの公正な評価単価の見積方法

Stock・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、Stock・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、修正純資産方式により算定しております。

4. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. Stock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 56,316千円
(2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
資産除去債務	31,162千円	33,065千円
未払事業税	11,465	—
新株予約権	9,068	9,286
減損損失	11,303	12,120
貸倒引当金	4,156	5,264
減価償却超過額	3,833	5,179
未払費用	41,136	43,372
契約負債	2,386	1,843
その他	15,068	14,540
繰延税金資産小計	129,580	124,673
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△9,068	△9,286
評価性引当額小計	△9,068	△9,286
繰延税金資産合計	120,512	115,387
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△12,538	△11,457
還付事業税	—	△5,053
繰延税金負債合計	△12,538	△16,510
繰延税金資産の純額	107,973	98,876

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	34.6%	34.6%
(調整)		
住民税均等割	3.9	16.7
法人税の特別控除	△5.0	△2.8
税率変更による影響額	—	△1.1
その他	△1.8	△1.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.7	45.5

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.59%から35.43%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)が1,047千円増加し、法人税等調整額が同額減少しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得より1年から50年と見積り、割引率は0.0%から2.2%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
期首残高	73,122千円	90,091千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	15,988	—
時の経過による調整額	980	1,279
見積りの変更による増加額	—	1,819
期末残高	90,091	93,190

(4) 当該資産除去債務の見積りの変更

当事業年度において、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、新たな情報の入手に伴い、原状回復費用及び使用見込期間に関して見積りの変更を行っております。この見積りの変更による増加額1,819千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位: 千円)

	報告セグメント
	介護事業
入居系サービス	9,854,582
在宅系サービス	5,111,343
外部顧客への売上高	14,965,923

当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位: 千円)

	報告セグメント
	介護事業
入居系サービス	10,695,690
在宅系サービス	5,648,462
外部顧客への売上高	16,344,151

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

財務諸表「注記事項(重要な会計方針) 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,400,125	2,640,194
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,640,194	2,899,395
契約負債（期首残高）	516,604	368,966
契約負債（期末残高）	368,966	291,028

契約負債は、一部介護付きホームにかかる顧客から受け取った入居一時金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度において、契約負債が77,938千円減少した主な理由は、一部介護付きホームの新規顧客により133,680千円増加した一方、入居一時金の返金や、収益を認識したことにより211,618千円減少したことによるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末で未充足の履行義務に配分した取引価格の金額のうち、将来収益として認識されると見込まれる時期別の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
1年以内	117,835	83,117
1年超2年以内	88,018	61,381
2年超3年以内	60,112	51,817
3年超	103,000	94,712
合計	368,966	291,028

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、介護事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
神奈川県国民健康保険団体連合会	4,815,693
東京都国民健康保険団体連合会	1,735,929

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
神奈川県国民健康保険団体連合会	5,116,540
東京都国民健康保険団体連合会	1,826,249

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、介護事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	2,107円95銭	2,071円47銭
1株当たり当期純利益	385円73銭	78円52銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—	75円49銭

- (注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式が非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 2023年12月14日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	261,761	53,283
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	261,761	53,283
普通株式の期中平均株式数(株)	678,600	678,600
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	27,186
(うち新株予約権(株))	—	(27,186)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	2011年6月28日取締役会決議による第2回新株予約権 (新株予約権の数50,000個)	—

- (注) 2023年12月14日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	1,726,923	297,277	6,744 (6,744)	2,017,455	843,664	103,323	1,173,791
構築物	46,440	19,218	—	65,658	19,275	4,985	46,383
車両運搬具	87,224	16,331	—	103,556	75,317	11,363	28,239
工具、器具及び備品	228,214	44,324	14,420 (1,793)	258,118	183,851	23,150	74,267
土地	208,282	350,543	—	558,826	—	—	558,826
リース資産	1,726,663	—	—	1,726,663	179,998	59,371	1,546,664
建設仮勘定	312,053	251,921	343,975	220,000	—	—	220,000
有形固定資産計	4,335,802	979,616	365,140 (8,537)	4,950,279	1,302,107	202,193	3,648,172
無形固定資産							
ソフトウェア	38,972	8,515	—	47,487	27,199	7,570	20,288
リース資産	130,403	60,379	—	190,782	62,850	30,674	127,931
その他	1,718	224	—	1,942	412	142	1,529
無形固定資産計	171,094	69,118	—	240,212	90,462	38,386	149,749
長期前払費用	82,806	28,219	38,864	72,161	10,373	1,793	61,787

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

土地 介護施設用土地 350,543千円

建物 介護施設用建物 297,277千円

建設仮勘定 介護施設用建物 220,000千円

2. 当期減少額の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第22回無担保社債	2019年 8 月 30 日	10,000		0.10	無担保	2024年 8 月 30 日
第23回無担保社債	2019年 9 月 25 日	10,000		0.30	無担保	2024年 9 月 25 日
第24回無担保社債	2020年 3 月 31 日	40,000		0.04	無担保	2025年 3 月 31 日
第25回無担保社債	2020年 9 月 25 日	60,000	20,000 (20,000)	0.33	無担保	2025年 9 月 25 日
第26回無担保社債	2021年 3 月 31 日	80,000	40,000 (40,000)	0.06	無担保	2026年 3 月 31 日
合計	—	200,000	60,000 (60,000)	—	—	—

(注) 1. () 内書きは、1年以内の償還予定額であります。

2. 決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
60,000	—	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	300,000	1.63%	—
1年以内に返済予定の長期借入金	706,185	833,954	1.02%	—
1年以内に返済予定のリース債務	68,042	82,780	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	2,346,550	2,444,221	1.15%	2025年～2038年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	1,731,452	1,708,708	—	2025年～2054年
合計	4,852,230	5,369,664	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	763,906	613,948	435,629	256,496
リース債務	84,441	80,939	65,665	51,581

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	17,531	21,359	2,850	14,680	21,359

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	714
預金	
当座預金	283,867
普通預金	603,321
小計	887,189
合計	887,904

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
神奈川県国民健康保険団体連合会	881,157
東京都国民健康保険団体連合会	327,069
埼玉県国民健康保険団体連合会	203,263
千葉県国民健康保険団体連合会	102,223
静岡県国民健康保険団体連合会	45,082
栃木県国民健康保険団体連合会	13,644
福島県国民健康保険団体連合会	8,096
群馬県国民健康保険団体連合会	7,139
宮城県国民健康保険団体連合会	6,473
その他	1,305,245
合計	2,899,395

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	当期末残高 （千円）	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
2,640,194	16,483,843	16,224,642	2,899,395	84.8	61

(注) 1. 当期発生高には消費税等が含まれております。

③ 貯蔵品

区分	金額（千円）
介護用消耗品等	4,666
合計	4,666

④ 敷金及び保証金

区分	金額（千円）
賃貸保証金等	638,826
合計	638,826

⑤ 買掛金

相手先	金額（千円）
ハーベスト株式会社	36,217
SOMPOケアフーズ株式会社	19,343
株式会社東京天竜	11,383
有限会社マルコ食品	6,548
有限会社ケイズフードシステム	6,406
その他	41,960
合計	121,860

⑥ 未払費用

区分	金額（千円）
未払給与	417,576
未払賞与	42,538
その他	196,807
合計	656,922

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日、毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://mimoza-care.com/
株主に対する特典	なし

(注) 1. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月30日

ミモザ株式会社
取締役会 御中

監査法人 東海会計社
愛知県 名古屋市

代 表 社 員	公認会計士	青 島 信 吾
業 務 執 行 社 員		

代 表 社 員	公認会計士	辰 巳 尚
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているミモザ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミモザ株式会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行情報提出会社）が別途保管しております。